参考資料２

条例委任事項一覧（地方分権改革推進計画・第1次一括法）

計画番号	府省名	法律名	旧（計画掲載）		新（一括法）		条例策定主体		国の基準	政省令	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
2	文科省	へき地教育振興法	5の2		5の2	1～3	○		参酌	省令	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準を条例委任
2	文科省	へき地教育振興法	5の3		5の3	1・2	○		参酌	省令	へき地手当に準ずる手当に関する基準を条例委任
4	厚労省	児童福祉法			21の5の18	1	○	○（指定都市、児童相談所設置市）	従うべき	省令	指定通所支援に従事する従業者に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項
4	厚労省	児童福祉法			21の5の18	2	○	○（指定都市、児童相談所設置市）	従うべき・標準・参酌	省令	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項
4	厚労省	児童福祉法	24の12	1	24の12	1	○	○（指定都市、児童相談所設置市）	従うべき	省令	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
4	厚労省	児童福祉法	24の12	2	24の12	2	○	○（指定都市、児童相談所設置市）	従うべき・参酌	省令	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
4	厚労省	児童福祉法	45	2	45	1	○	○（指定都市、中核市（一部の基準のみ）、児童相談所設置市）	従うべき・標準・参酌	省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準）。ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定（標準））を条例委任
5	厚労省	老人福祉法	17	2	17	1	○	○（指定都市、中核市）	従うべき・標準・参酌	省令	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・施設の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任

計画番号	府省名	法律名	旧（計画掲載）		新（一括法）		条例策定主体		国の基準	政省令	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	1	15の6	1	○		参酌	省令	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準を条例委任
6	厚労省	職業能力開発促進法	15の6	3	15の6	3	○	○	参酌	省令	公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準を条例委任
7	厚労省	介護保険法			42	1	○		従うべき・標準・参酌	省令	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任 ※計画にはないが、74条並びで改正するもの。
7	厚労省	介護保険法			54	1	○		従うべき・標準・参酌	省令	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	74	1	74	1	○		従うべき	省令	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	78の4	1	78の4	1		○	従うべき	省令	指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の4	1	115の4	1	○		従うべき	省令	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の14	1	115の14	1		○	従うべき	省令	指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	74	2	74	2	○		従うべき・標準・参酌	省令	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任

計画番号	府省名	法律名	旧（計画掲載）		新（一括法）		条例策定主体		国の基準	政省令	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
7	厚労省	介護保険法	78の4	2	78の4	2		○	従うべき・標準・参酌	省令	指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定（従うべき基準）・その他の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の4	2	115の4	2	○		従うべき・標準・参酌	省令	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	115の14	2	115の14	2		○	従うべき・標準・参酌	省令	指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定（従うべき基準）・その他の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	88	1	88	1	○		従うべき	省令	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	2	97	2	○		従うべき	省令	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準（医師及び看護師を除く。）（介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	88	2	88	2	○		従うべき・参酌	省令	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	1	97	1	○		参酌	省令	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準（療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）を条例委任
7	厚労省	介護保険法	97	3	97	3	○		従うべき・参酌	省令	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
7	厚労省	旧介護保険法 （介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法）	110	1	110	1	○		従うべき	省令	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任

計画番号	府省名	法律名	旧（計画掲載）		新（一括法）		条例策定主体		国の基準	政省令	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
7	厚労省	旧介護保険法 （介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法）	110	2	110	2	○		従うべき・参酌	省令	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法			30	1	○		従うべき・標準・参酌	省令	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	43	1	43	1	○		従うべき	省令	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	43	2	43	2	○		従うべき・標準・参酌	省令	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	44	1	44	1	○		従うべき	省令	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定（従うべき基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	44	2	44	2	○		従うべき・参酌	省令	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	80	2	80	1	○	○ （指定都市、中核市）	従うべき・標準・参酌	省令	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任
8	厚労省	障害者自立支援法	84	2	84	1	○	○ （指定都市、中核市）	従うべき・標準・参酌	省令	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定（従うべき基準）・施設の利用者の数に関する基準に係る規定（標準）・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（参酌基準））を条例委任

計画番号	府省名	法律名	旧（計画掲載）		新（一括法）		条例策定主体		国の基準	政省令	条例の内容
			条	項	条	項	都道府県	市町村			
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	3	1	○		従うべき	文科大臣と厚労大臣が協議して定める基準	教育、保育等を総合的に提供する施設（幼稚園又は保育所等）の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	2	3	3	○		従うべき	文科大臣と厚労大臣が協議して定める基準	教育、保育等を総合的に提供する施設（幼保連携施設）の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任
9	厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	6	2	3	1・3	○		参酌	文科大臣と厚労大臣が協議して定める基準	認定こども園の表示に関する基準を条例委任
10	国交省	公営住宅法	5	1	5	1	○	○	参酌	省令	公営住宅の整備基準を条例委任
10	国交省	公営住宅法			5	2	○	○	参酌	省令	共同施設の整備基準を条例委任 ※計画にはないが、5条1項並びで改正するもの。
10	国交省	公営住宅法	23		23		○	○	参酌	政令	公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準を条例委任
11	国交省	道路法	30	1	30	4	○	○	参酌	政令	都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例委任
11	国交省	道路法	30	2			○	○			
11	内閣府 国交省	道路法	45	2	45	3	○	○	参酌	府省令	都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識（これらに付随する補助標識を含む。）の寸法及び文字の大きさに係る基準を条例委任
12	国交省	河川法	100		100	1		○	参酌	政令	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を条例委任
その他2	総務省	地方公営企業法	32		32	2・3	○	○	―	―	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。

※内閣府地域主権戦略室主催の第1次一括法等に関する説明会（平成23年5月16日開催）の配付資料を基に作成。